

受験案内

管工事施工管理技士



資格種別

資格区分・認定者	国家資格（国土交通大臣）
根拠となる法令等	建設業法第 27 条 同施行令第 27 条の 3
所管省庁	国土交通省 総合政策局 建設業課
資格制定	昭和 47 年

管工事施工管理技士とは

1級

- 1級管工事施工管理技術検定は、建設業法第 27 条に基づき管工事に従事する施工管理技術者の技術の向上、技術水準の確保を図ることを目的として国土交通大臣が行うこととされています。
- この技術検定試験は、同法第 27 条の 2 に基づく指定試験機関である財団法人全国建設研修センターが実施するものです。
- 1級管工事施工管理技術検定は、学科試験及び実地試験によって行われ、この学科試験に合格すれば実地試験の受験資格が得られ、この実地試験合格者は、所定の手続きを行うことによって、国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「1級管工事施工管理技士」と称することができます。
- 1級管工事施工管理技士は、建設業法に定められた管工事業の許可に際して営業所ごとに置かなければならない専任の技術者並びに工事現場ごとに置かなければならない主任技術者及び監理技術者となることが認められています。
- また、「建設業法の一部を改正する法律」（昭和 62 年法律第 69 号）により特定建設業の許可基準が改正され、指定建設業に係る特定建設業について、専任の技術者及び監理技術者は、国土交通大臣が定める国家資格の取得者又は国土交通大臣の認定する者に限定されることになりました。

2級

- 2級管工事施工管理技術検定は、建設業法第 27 条に基づき管工事に従事する施工管理技術者の技術の向上、技術水準の確保を図ることを目的として国土交通大臣が行うこととされています。
- この技術検定試験は、同法第 27 条の 2 に基づく指定試験機関である財団法人全国建設研修センターが実施するものです。
- 2級管工事施工管理技術検定は、学科試験及び実地試験によって行われますが、同日の午前中に学科試験、午後から実地試験を実施します。
- この試験に合格し、所定の手続きを行うことによって、国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「2級管工事施工管理技士」と称することができます。「2級管工事施工管理技士」は、建設業法に定められた一般建設業の許可を受けている建設業者の営業所における「専任技術者」及び工事現場における「主任技術者」となることが認められています。

許可制度

- 専任の技術者となれる許可業種および主任技術者・監理技術者の区分

1 級管工事施工管理技士	特定建設業のうち管工事業（指定建設業）の専任の技術者	建設業法第 15 条第 2 号 建設省告示第 1317 号 (昭和 63.6.6)
	上記業種の建設工事における主任技術者および監理技術者	
2 級管工事施工管理技士	一般建設業のうち管工事工事業の専任の技術者	建設業法第 7 条第 2 号 建設省告示第 352 号 (昭和 47.3.8)
	上記業種の建設工事における主任技術者	

対象者

- 冷暖房設備 ● 冷凍冷蔵設備 ● 空調設備 ● 給排水・給湯設備 ● 厨房設備 ● 衛生設備 ● 浄化槽設備 ● 水洗便所設備 ● ガス管配管設備 ● ダクト設備 ● 管内更正 ● 消火設備配管 ● 排水施設 ● 上水道下水道配管
- 土木関連業者・・・等
- 以上の工事（補修工事を含む）業者、従事者および経験者

受験資格 1級

区分	学歴と資格	管工事施工管理に関する実務経験年数	
		指定学科	指定学科以外
イ	大学 専門学校「高度専門士」	卒業後 3年以上の 実務経験を有する者	卒業後 4年6ヶ月以上の 実務経験を有する者
	1年以上の指導監督的実務経験を含む		
	短期大学 5年制高等専門学校 専門学校「専門士」	卒業後 5年以上の 実務経験を有する者	卒業後 7年6ヶ月以上の 実務経験を有する者
1年以上の指導監督的実務経験を含む			
	高等学校 中等教育学校	卒業後 10年以上の 実務経験を有する者	卒業後 11年6ヶ月以上の 実務経験を有する者

	専門学校の特設課程	1年以上の指導監督的実務経験を含む	
	その他(最終学歴を問わず)	15年以上の実務経験を有する者	
口	2級管工事施工管理技術検定合格者(合格後の実務経験が5年以上の者)	1年以上の指導監督的実務経験を含む	
		合格後5年以上の実務経験を有する者	
	2級管工事施工管理技術検定合格後、実務経験が5年未満の者	卒業後9年以上の実務経験を有する者	卒業後10年6ヶ月以上の実務経験を有する者
	高等学校 中等教育学校 専修学校の 特設課程	1年以上の指導監督的実務経験を含む	
	その他 (最終学歴を 問わず)	卒業後14年以上の実務経験を有する者	
		1年以上の指導監督的実務経験を含む	
ハ	技能検定合格者	10年以上の実務経験を有する者	

■受験資格 2級

- 学科・実地試験受験者の受験資格は下記表に該当する者となります。
- 学科試験のみの受験者の受験資格は下記表によらず令和元年度中における年齢が17歳以上の者となります。

区分	学歴	実務経験年数	
		指定学科卒業後	指定学科以外卒業後
	大学 専門学校の「高度専門士」	1年以上	1年6ヶ月以上
	短期大学 高等専門学校 専門学校「専門士」	2年以上	3年以上
	高等学校 中等教育学校 専門学校(「高度専門士」 「専門士」を除く)	3年以上	4年6ヶ月以上(※1)
	その他	8年以上	

※1 高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による試験、旧大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定、旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程(大正8年文部省令第9号)による試験に合格した者を含む。

■実務経験内容について

工事種別	工事内容
冷暖房設備工事	冷温熱源機器据付及び配管工事、ダクト工事、蒸気配管工事、燃料配管工事、TES機器据付及び配管工事、冷暖房機器据付及び配管工事、圧縮空気管設備工事、熱供給設備配管工事、ボイラー据付及び配管工事、コージェネレーショ

	ン設備工事 等
冷凍冷蔵設備工事	冷凍冷蔵機器据付及び冷媒配管工事、冷却水・エア－設備工事、自動計装工事等
空気調和設備工事	冷温熱源機器・空気調和機器据付工事、ダクト工事、冷温水配管工事、自動計装工事、クリーンルーム設備工事 等
換気設備工事	給・排風機器据付及びダクト工事、排煙設備工事 等
給排水・給湯設備工事	給排水配管工事、給湯器据付及び配管工事、簡易水道工事、ゴルフ場散水配管工事、散水消雪設備工事、プール・噴水施設配管工事、ろ過器設備工事、受水槽及び高置水槽設置工事、さく井工事 等
厨房設備工事	厨房機器据付及び配管工事 等
衛生器具設備工事	衛生器具取付工事 等
浄化槽設備工事	浄化槽設置工事、農業集落排水設備工事 等 ※終末処理場等は除く
ガス管配管設備工事	都市ガス配管工事、プロパンガス（LPG）配管工事、LNG配管工事、液化ガス供給配管工事、医療ガス設備工事 等 ※道路下の本管工事を含む
管内更生工事	給水管・排水管ライニング更生工事 等 ※公道下等の下水道の管内更生工事は除く
消火設備工事	屋内・屋外消火栓ポンプ据付・消火栓箱取付及び配管工事、不活性ガス消火配管工事、スプリンクラーポンプ据付及び配管工事 等
配水支管工事	給水装置の分岐を有する配水小管工事、小支管工事、本管からの引込工事（給水装置）等
下水道配管工事	施設の敷地内の配管工事、本管から公設枿までの接続工事 ※公道下の工事は除く

●管工事の施工に関する実務経験とは認められない工事等

- ①管渠、暗渠、開渠、用水路、灌漑、しゅんせつ等の土木工事
- ②敷地外の公道下等の下水道の配管工事
- ③敷地外の公道下等の配水支管を除く上水道の配管工事
- ④プラント、内燃力発電設備、集塵機器設備、揚排水機等の設置工事、工場での配管プレハブ加工
- ⑤電気、電話、通信、電気計装、船舶、航空機等の配管工事

●管工事施工管理に関する実務経験とは認められない業務・作業等

- ①設計・積算、保守・点検、保安、営業、事務の業務
- ②官公庁における行政及び行政指導、教育機関及び研究所等における教育・指導及び研究等
- ③工程管理、品質管理、安全管理等を含まない単純な労務作業等（単なる雑務のみの業務）
- ④アルバイトによる作業員としての経験

指導監督的実務経験の内容の作成

- 【指導監督的実務経験】とは、「実務経験」の中でも特に、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任等の立場で、部下等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験をいいます。なお、この実務経験には受注者の立場における経験のほか、発注者側の現場監督技術者等として、総合的に指導・監督した経験も含まれます。
- ※係員、配管工など単なる作業員としての実務、施工図の作成、補助者としての経験は指導監督的

実務経験と認められません。

■詳細は試験実施団体ホームページをご覧ください。

■合格率はこちら

■試験スケジュール

1 級管工事施工管理技士試験日程

学科試験：9月 合格発表日：10月
実地試験：12月 合格発表日：翌年2月

2 級管工事施工管理技士試験日程

学科試験(前期)：6月 合格発表日：7月
学科試験(後期)：11月 合格発表日：翌年1月
実地試験：11月 合格発表日：翌年2月

経営事項審査

■経営事項審査とは、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けなければならない審査です。

■公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされています。この資格審査にあたっては、欠格要件に該当しないかを審査したうえで、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化して順位・格付けが行われます。このうちの「客観的事項」にあたる審査が「経営事項審査」です。

経営事項審査制度における技術力の評価

■経営事項審査制度における技術力の評価において、施工管理技士などの1級資格者5点、2級資格者2点と技術職員数にカウントされるなど施工技術の指導的技術者として社会的に高い評価を受けることとなります。

■なお、「経営状況の分析」については、国土交通大臣が登録した経営状況分析機関が行っています。

経緯

- 経営事項審査では、公共工事の元請としての技術力を適正に評価する観点から、「監理技術者」、「主任技術者」になりうる技術者数等を審査。評点は、資格で評価される技術力の内容等に応じて、5段階で評価し、主任技術者は1点又は2点
- 今般、主任技術者要件として新たに「登録解体工事試験」、「登録基礎ぐい工事試験」の合格者を位置付けるに当たり、それぞれの評点について検討

- 「登録解体工事試験」、「登録基礎ぐい工事試験」においては、一般知識や関係法令等の科目に加え、施工に当たっての技術上の管理に関する科目も課されており、合格後は実務経験を要さず主任技術者となることが可能
- このため、**経審上の評点として、2級技術者資格(2点)に位置付けるのが適当**であり、経営事項審査の告示を改正し措置することとする (中建審の審議事項)

【経営事項審査における技術職員評価の概要】

評点	技術職員区分	資格の例
監理技術者	6点 1級監理受講者	監理技術者資格者証を持つ1級国家資格者であり、監理技術者講習を受けている者
	5点 1級技術者	上記以外の1級国家資格者又は技術士 ・1級土木施工管理技士(建設業法) ・1級建築士(建築士法) ・建設・総合技術管理技術士(技術士法) 等
	3点 基幹技能者	登録基幹技能者講習の修了者 ・登録電気工事基幹技能者 等
主任技術者	2点 2級技術者	2級国家資格者 1級技能士 等 ・2級土木施工管理技士(建設業法) ・2級建築士、木造建築士(建築士法) ・とび技能士(1級)(職業能力開発促進法) ・第1種電気工事士(電気工事士法) 等
	1点 その他技術者	実務経験を有する2級技能士 実務経験による主任技術者 等 ・とび技能士(2級)(職業能力開発促進法)+実務3年 ・登録地すべり防止工事試験の合格+実務1年 ・登録計装試験の合格+実務1年 ・実務経験10年の主任技術者(建設業法第7条) 等

○登録解体工事試験
○登録基礎ぐい工事試験
合格者は、2級技術者として措置(2点加点)

既存の2登録試験については、試験内容から、主任技術者となるには合格後に1年の実務経験を要し、1点として位置付け

別表（四）業種別技術職員コード表 3/3

コード		建設業の種類																																					
		土	配	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	構	筋	鋪	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解						
職業能力開発促進法	190	金属塗装・金属塗装工（1級）																			2																		
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）																			1																		
	191	噴霧塗装（1級）																			2																		
	291	噴霧塗装（2級）																			1																		
	167	路面標示施工																				2																	
	192	畳製作・畳工（1級）																						2															
	292	畳製作・畳工（2級）																						1															
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・大天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																						2															
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																						1															
	194	熱絶縁施工（1級）																								2													
	294	熱絶縁施工（2級）																								1													
	195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																																				2	
	295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																																				1	
	196	造園（1級）																										2											
	296	造園（2級）																											1										
	197	防水施工（1級）																						2															
	297	防水施工（2級）																						1															
	198	さく井（1級）																																			2		
	298	さく井（2級）																																			1		
	その他	061	地すべり防止工事 【1年】						1	1																													1
06A		地すべり防止工事（附則第4条該当） 【1年】						1	1																													1	
040		基礎ぐい工事							2	2																													
062		建築設備士 【1年】											1	1																									
063		計装 【1年】											1	1																									
060		解体工事																																				2	
064	基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		